

2005・11・19 児童虐待により命をなくした子どものための鎮魂と祈りのシンポジウム

【主催者挨拶】 全国ネット代表 吉田恒雄（駿河台大学）

吉田

こんにちは。代表の吉田です。お休みのところお越しくださしましてありがとうございます。私どもは、虐待防止法改正のためにこれまで様々な活動をしてまいりました。パレードや、シンポジウム等を行い、検証と立法提案をし、現実の法改正につなげてまいりました。このためには、多くの関連機関のご協力をいただき、ご意見を伺って参りました。今回のシンポジウムも、その一環でございます。

【虐待で亡くなった子どもたちへの鎮魂の儀】 全国ネット企画委員 遠藤浩(えんどうホーム)、同 椎名篤子（ジャーナリスト）

遠藤

鎮魂の儀を執り行う前に、「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」が行ってきました鎮魂集会の経緯と趣旨を簡単にご説明したいと思います。

2002年12月13日、私たち「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」では「子どもの虐待死を悼み、命を讃える市民集会とパレード」をいたしました。それは、虐待死した子どもたちは本当に心からの祈りを持って弔われたのだろうか？いや、あれはしつけであって虐待ではない」と言い張る親たちが心から後悔の心とお詫びの気持ちを持って子どもたちを弔ってはいないだろう。私たち、誰かが「恐怖と絶望のどん底で亡くなった子どもたち」が安らかに眠るための鎮魂の儀を持たなければいけないという思いを持ちました。そして、虐待を受け、あるいは虐待を受けていなくとも、今を生きている子どもの存在を皆で讃える集会にもいたしました。この思いは、何とか子どもたちを虐待の手から救いたい、そして、子どもたちひとり、一人がこの世に生を与えられた喜びを心の底から享受して貰いたいとの思いから始まりました。

全国から約4,000人の児童福祉関係者、市民の方々が日比谷公会堂と野外音楽堂に集まって下さり、日比谷公会堂では2001年に虐待死した子どもたちのお名前一人一人が読み上げられ、同時にどういう亡くなり方をしたかということも読み上げられました。その余りにも惨く残酷な亡くなり方を耳にし、会場に来られた方々も聞いていることが本当に苦しく、辛く、涙をこらえながら、同時にこういったことが二度と起きてはならないという思いを一つにして鎮魂の意を捧げることが出来ました。

その後、それぞれが、幟や垂れ幕を持ってペンライトをかざしながら、全員で日比谷公会堂から西幸門、土橋、外堀通り、鍛冶橋通りを歩いて水谷橋公園までの夜道をパレード致しました。

翌、2003 年、「この集会だけは続けて下さい」という皆様の声に押されるようにして上智大学のカテドラルをお借りしてキリスト教式ではありませんが2002年と同じように鎮魂の祈りを捧げることが出来ました。そこには厚生労働省からも家庭福祉課長をはじめとして、虐待対策室の室長以下5名の方も参列して下さっていました。

去年は思いはあったんですが予算上の問題で残念ながら執り行うことが出来ませんでした。一昨年に虐待死した子どもたちに心から申し訳なく思っています。

私たちが今望むことは日本全国各地で、無宗教でも、キリスト教でも、仏教形式でもいいですから、統一した日を決めて全国で一斉にこの鎮魂集会を持って頂きたいと思っています。ご自分の施設の中でもいいと思います。又、県単位、ブロック単位で、無宗教、キリスト教、仏教という派に別れて、それぞれの鎮魂集会を持ってもいいでしょう。その皆さんの思いは必ずや天空に届き、児童虐待が減っていくことに繋がると、確信しております。鎮魂の儀の前に皆様へのお願いとして話させて頂きました。

鎮魂の儀に入る前に皆様と共に1分間ほど黙想をしたいと思います。(黙想)

椎名

亡くなった子どもたちの鎮魂を考えると、私は、ふたつの祈りをもちます。

ひとつは、亡くなった子どもの魂が、苦しみから解放され、温かなぬくもりのある地に抱かれることです。もうひとつは、亡くなった子どもの死が、いま、生きている子どもを救うことに生かされることです。

ある事件が過去にありました。三つの児童相談所を経て、多くの周囲の人が虐待を受けている子どもを目撃したけれども、救えなかつた子どもの虐待死事件です。

その子どもは、食べ物を断たれ、水を断たれ、最後には、台所や風呂場で凄惨な暴力を受けて、亡くなりました。絶命するまでの時間、その子どもは、ごめんなさい、やめて、と言ったそうです。いったい、どんな気持ちで、つらさで、意識がなくなるまでいたのかと思うと、本当に胸がつぶれます。

しかし、その子どもの死があってから、関係者は、あっという間に異動でいなくなりました。地域での、死亡事例検討会は、開催されませんでした。

現在の日本の状況では、個人が責められるということよりも、「救えなかった社会のシステム」のエラーの問題を検証し、次の活動に生かすべき時期だと、私は考えています。

ここに参加された皆様の地元では、重大な死亡事例が起こったとき、報道の大小にかかわらず、その担当の当事者を含む、事例検討と、次の支援活動に生かすべき点の検証が行われるでしょうか。

鎮魂を考えると、次の未来に誓いを立てることも同時に行われなければ、子どもの魂は真に眠りにつかないと私は考えます。

また、自ら命を絶つ被虐待児のことを考えます。

私がアンケートを取った「虐待を受けて大人になった人たち」の七割が、自殺を思い詰

めたことがある、と答えています。誰も助けてくれなかったこと、自分が望まれて生まれてこなかったというメッセージを受け取っていること、自己評価が低く存在の否定をしていること、など、生きることに希望を失うことばかりが重なると言います。児童精神科医たちは、虐待を受けることによって、多くの精神的な問題を抱えやすくなると言っています。私が知っている性的虐待の被害者は、まさに、魂を殺されていました。

子どもが、みずから死を選ぶことを防ぐために、大人は、社会は、何ができるのか。しているのか。その問いに答える事も、鎮魂の誓いにつながります。

それにしても、子どもの死を無駄にしない、と誓いを立てようとすると、虐待死とはいったいなんであるか、という問いに立ち止まります。

厚生労働省は、平成 16 年に 53 件・58 人の子どもが亡くなったと言っています。法医学学会は、90 年から 99 年の間の虐待死とみられる被害児を 459 例と報告していますが、この数字は、「10 年毎に統計調査を行っている 15 歳以下の虐待死亡事例について、小児医療救急とのつながっていないために、解剖数は氷山の一角」「虐待を受けて脳死状態にある子どもなど、死亡に至らないケースがあるはず」と言っています。

少し古い数字になりますが、愛知の民間団体 CAPNA は、98 年一年間の数字で 131 人だと言っています。

国が把握する死亡児数はようやく増えてきましたが、虐待死の定義を明文化し、集計の方法を整備して、虐待によって亡くなった子どもはいったい何人いるのか、を把握できる社会になることも、亡くなった子どもの死を次の支援に結びつけることになると思います。

ある女性から、手紙をもらったことがあります。

三人姉妹で、親からのネグレクトによって、児童養護施設に入っていたところ、母親が引き取りたいと言ってきて、真ん中の女性とその妹が家に帰り、姉が施設に残ることを選んだと言います。一番上の姉は、家に帰っても、再びネグレクトされることがわかっていましたが、真ん中と下のふたりは、お母さんと暮らしたかったのです。

しかし、やはり、帰宅してから、真ん中のお姉ちゃんは、妹を食べさせることに奔走しました。母親が家に放置して帰宅しなかったからです。学校のパンを持って帰って妹に食べさせながら、近くのパン屋さんでも、お姉ちゃんはパンをぬすんで妹に食べさせます。近くの家の木から石榴などもとって、飢えをしのぎます。そのあと、結局再び保護されて施設に帰ることになるのですが、大人になって子どもができた今、真ん中のお姉ちゃんは、こう手紙に書いてきました。

「パンを盗ませてくれたパン屋のおばさん」「母親に帰れと怒鳴られても、ソバを届けにきてくれたソバ屋のおじさん」に助けてもらって生きてこられたと。

彼女は、電車で飛び込もうと何度も思ったと言いますが、わずかな愛に、わずかな信頼を結んで、この女性は大きくなれたと実感します。

虐待した子どもの鎮魂を祈ること。亡くなった子どもの死を検証して次の子どもの命を

救うこと。そして、今生きて、苦しんでいる子どもの心を、自殺や、生きながら死んでいるような生活から守っていくこと。大人の手で、そうしたことができる社会に整えることが、私たちの役割だと思います。

遠藤

昨年虐待によって亡くなった 58 人の子どもたち、又虐待を受けた苦しさから、自ら命を絶ってしまった子どもたちのために黙祷の意を捧げたいと思います。

(全員黙祷)

部

1. 基調講演 全国ネット事務局長 森望 (立正大学)

最近一番ニュースで話題になっているのは、マンションの建築の偽装の問題です。これも、国民の安全のために審査する機関が、国から民間へと移っていますが、官から民へと動きの中で、果たしてこれでいいのか、国民の安全性の確保が、本当に問題になってくるのではないかと思います。

では、まず、ナショナルミニマムについて、定義をしたうえで、その水準について考えたいと思います。憲法第 25 条第 1 項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と記されています。憲法は、GHQ に与えられたものですが、かつて朝日訴訟などで問題になり、今では定着しています。また、ナショナルミニマムについては、これは「国民的最低限」ということで、(古川孝順「社会福祉原論」誠信書房、2003) に詳しいので、興味がある方はお読みください。ここでは、コミュニティオブティマム(地域社会最適水準)ということ、これは市町村がちゃんとしなければならないということですが、それから、リージョナルミニマム(広域社会最低限)を補完するものとしてナショナルミニマムを規定しています。

健康について、WHO では、健康の定義をめぐる議論がなされました。つまり、身体的、精神的、社会的健康ということに加えて、spiritual な健康というのが議論されています。例えばホスピスの QOL などが問題になります。

ナショナルミニマムの保障についてですが、1 つめに予防。これらは下支えとしての制度ですね。社会保障各法の金銭給付、医療給付、社会福祉各法のサービス給付、地域福祉の推進、ということがあります。

2 つめに、最低生活保障。つまり、生活保護の居宅保護と施設保護があって、すべての

国民がこの基準を割り込むことがないように、ということになります。これは現在、70 歳の单身女性をとってみますと、月に約 8 万の現金支払いです。しかし、お金だけでは無理な場合があるんですね。例えば棄児の場合には、育てていくことが必要なんですね。さらに、保護施設から社会福祉各法の福祉施設への移行（託児所から保育所、児童保護施設から児童福祉施設、養老院から養護老人ホーム等）、社会福祉各法施設の二重性（最低生活保障と福祉増進）のために、最低生活保障は生活保護制度だけでなく社会福祉各法施設の重要な役割となっている、ということがありますが、つまり、生活保護は三位一体の改革に関係ないのです。ではなぜ、児童の問題は三位一体になってしまうのでしょうか。

次に、ナショナルミニマム保障の担保、ということですが、まず、ナショナルミニマムであるから、公平、平等、最低限の地域格差が求められることになります。

まず、事務の性格と中央政府の関与。市町村、都道府県の首長さんが国から指揮監督を受けるものである機関委任事務と、それ以外の団体事務になります。（1990）

これが、2000 年に、法定受託事務、つまり、法律に基づいて国から地方に受託される、例えば生活保護に関して、不適切なことをやっていれば、国が是正することになります。それと、国や児相の関与しない自治事務とに別れることに、改正されました。以上の改正で、生活保護を除いて、事務の性格からは中央政府の関与が直接執行と技術的助言だけに限定されることになりました。しかし、直接執行は、今まで一度も用いられていません。

次に財源保障ですが、これは、保護に必要なお金を国が保障する、お金が足りなくても、借金をしてでも保護しなければならない、という法的規定があります。で、このためには、国庫負担金と一般奨励補助金、地方交付税とがありますが、このうち負担金と一般奨励補助金を減らす代わりに、税源を移譲する、といっているわけです。

さて、三位一体改革とは何かということですが、これはつまり、国庫負担金・補助金の廃止・削減と財源委譲、ということです。

三位一体改革とは、04 年度から 06 年度までの 3 年間に、3 兆円の税源を国から地方自治体に移譲する、その原資として 4 兆円の補助金・負担金を廃止・削減する、地方交付税のあり方を見直す、の 3 つの改革を行うとともに 07 年度以降も改革を続行するという小泉内閣の公約を指します。で、そうすると、差し引き 1 兆円が足りないわけです。これをどうするのか、ということです。地方 6 団体は、昨年度の 3 兆 2 千億円に続いて、今年度 1 兆円の補助金・負担金の廃止・削減案をまとめ、省庁側に回答を迫っていますが、厚生労働省は児童保護措置費負担金、これは、児童福祉に関して、国が負担しなければならないお金ですが、および婦人保護事業費負担金等についてゼロ回答した。つまり、あってはならない地域格差を生じさせないために、委譲はできない、という回答です。

全国ネットでは、全国の児童相談所長にアンケートをとりました。詳しい結果は、資料をご覧ください。10月24日、FAXで質問票を送信し、FAXで回答を求めて、11月7日現在、99 児童相談所長から回答を得ました（回答率 55%）。以下にまとめますと、

- ・ 半数以上の児童相談所長は、「税源移譲により児童虐待防止対策が後退する」と回答
- ・ 3分の1の児童相談所長は、「税源移譲により虐待対策が前進することはない」と回答
- ・ 児童保護措置費負担金の一般財源化について、「それぞれの自治体の実状に応じて、子どもの生活の質が改善される」との回答は1人だけであり、「子どもの生活の質に変化は生じないと思われる」も16人にとどまった（16.3%）。「それぞれの自治体の実状に応じて、自治体ごとに格差が生じるおそれがある」との回答は8割に上った（80人：81.6%）ということになります。以上から、地方6団体提案には地方自治体現場の意見が全く反映されていないことが明らかである、と判断できます。（調査実施・集計・分析：当ネットワーク代表吉田恒雄駿河台大学教授）

次に、「ナショナルミニマムからローカルオプティマムへ」という議論がなされています。地方6団体は次のように主張しています。ナショナルミニマムが国民の生活水準の向上等に合わせて向上していくために、絶えず国が地方自治体に関与し、補助金等によってそれを実現する仕組みを作り上げてきました。しかし、自治体は国の請負機関ではなく（生活保護は受託事務）、地域住民のニーズに応じて自治体が地域の福祉の最適な水準を決定すればいいというのがこの論の趣旨です。これでは地方分権として、正しくない、ということです。ところで、実は60年前に、この制度を変えたことがありました。ところがその結果、施設で暮らす子どもの生活費が払われなくなったり、遅れたり、不足したりすることや、まだ家庭の問題が不十分なのに、子どもを家庭に返してしまうということが生じたり、ということがあり、結局は3年で元に戻しました。60年前に比べて、子どもの発言力の弱さに変わりはありません。かつてすぐ元に戻したものを、どうしてまた、やろうとするのか。

さて、地域社会と要保護児童、要保護家庭に関してはどういう問題があるかといいますと、要保護家庭は地域社会の成員足りていない場合が多く、社会的な発言力も極めて乏しい。投票行動に結びつくことも期待できない。代弁者が不在である、といったことがいえます。また、虐待事例に見られる特徴として、親族・近隣・友人からの孤立、経済的な困難が指摘されている（児童虐待白書、東京都福祉局、2001）。以上のことから、三位一体改革を推進し、児童保護措置費等負担金等を削減して一般財源化・税源委譲すれば、最も厳格なナショナルミニマム保障が求められる被虐待児童・要保護児童等に関して、中央政府の関与・財源保障が乏しい結果となり、地域間格差が一層拡大して、ナショナルミニマムが空文化するおそれ大きいということになります。アメリカでは、福祉は州に委ねられていますが、連邦政府も同時に関与するんですね。ヨーロッパでもこれはそうです。住民

のニーズに合わせるのは良いけれど、本当にマイノリティの人々はどうなっていくのか、ということがあります。

今この瞬間にも、親から暴行されて苦しんでいる子どもがいます。寒くなってきましたが、親から締め出されて、玄関の前で、寒さに、痛みに耐えている子どもがいます。どうか皆さんそのことを覚えて、虐待問題に関しては、地域によって救われる子と救われない子どもとが出ないようにしていく必要があることを考えたいと思います。

【アピール文の採択】 全国ネット代表 吉田恒雄

ここで、今から、児童虐待防止対策費、児童福祉施設措置費等の地方自治体一般財源化に反対するアピールにつきまして、皆様の賛同を得られましたら、アピールを行いたいと思います。

(以下、アピール文の朗読)

虐待により、いなまお、多くの子どもの貴重な命が奪われています。

私たちは、もうこれ以上、かけがえのない命を失いたくありません。

現在、三位一体改革の名の下に、せっかく始まったばかりの児童虐待防止のための対策費が、地方自治体の一般財源にされようとしています。これが実現すると、自治体や首長の意向により、児童虐待防止対策が後退するおそれが出てきます。児童虐待の防止対策は、地方ではいまだ十分とはいえず、国がなお責任をもって実施すべき緊急かつ重大な課題です。

児童養護施設や情緒障害児短期治療施設などでは、虐待を受けた子どもたちが半数以上を占めています。この子どもたちの生活を支える児童福祉施設の措置費や施設を整備するための費用もまた、自治体の一般財源にされようとしています。本来、これらの子どもたちの生活の質は、どの自治体で暮らすかによって差があってはならないはずで、親による代弁が難しく、社会的にもっとも弱い立場にある子どもたちは、国の公的責任により、安心して成長と発達が保障されなければなりません。

私たちは、児童虐待防止対策の後退を防ぎ、虐待を受けた子どもたちが安心して生活することができるよう、児童虐待防止対策費、児童福祉施設措置費等の地方自治体一般財源化に反対します。

平成 17 年 11 月 19 日

児童虐待により命をなくした子どものための鎮魂の祈りとシンポジウム参加者一同

(主催児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク)

(拍手を受け、賛同される)

２．シンポジウム

進行 森

改正児童虐待防止法が施行されて１年、改正児童福祉法が施行されて半年ですが、その結果がどうなっているのかを、検証したいと思います。

今井有里（豊島区東部子ども家庭支援センター）

まず、要保護児童対策地域協議会立ち上げまでの経緯を説明いたします。

平成 11 年 1 月に、「豊島区子ども虐待防止連絡委員会（仮称）準備委員会」を設置し、平成 12 年 4 月に、子育て支援課に「子どもの権利担当係長」配置しました。ここでは、子どもの権利擁護、虐待防止ネットワーク事業が始まりました。平成 12 年 6 月に豊島区子ども虐待防止連絡会議を設置し、平成 13 年 12 月に、東部子ども家庭支援センターが開設されました。豊島区にはこのセンターが 2 件あり、11 月には、西部子ども家庭支援センターが開設されました。平成 16 年 4 月に、東部子ども家庭支援センターを先駆型子ども家庭支援センターに移行し、虐待対応の機能をもったセンターとなりました。ここに、子どもの権利担当係長の所掌事業を移管しました。平成 17 年 4 月になって、豊島区子ども虐待防止連絡会を要保護児童対策地域協議会に位置づけられました。

豊島区では、豊島区子ども虐待防止連絡会議」を要保護児童対策地域協議会として位置づけました。その背景としては、狭義の虐待だけではなく子どもの権利擁護という視点から保護者の養育問題に幅広く対応してきたこと、連絡会議を立ち上げて 5 年が経過し、関係機関の共通理解が進んできていること、それから、個人情報保護法との関連があります。これは、豊島区には個人情報条例がありまして、この関連です。守秘義務がどうなっているのかについては、添付の資料をご覧ください。

現在の状況ですが、連絡会議というのは、年 1 回開催されています。この時には、当該年度の活動内容の評価、次年度の活動方針の検討がおこなわれます。それから、専門部会というのがありまして、これは年に 5 回開催され、啓蒙、啓発活動についての検討をしています。また、ネットワーク運営上の課題の検討をしており、ここで事例検討をいたします。また、関連の機関との情報交換もここで行います。それから、個別ケース検討会議というのがありまして、これは随時開催されています。具体的ケースについての支援内容を検討するための会です。

今後の課題ですが、協議会運営上の課題として、法外から法内のネットワークになったことへの対応の仕方が挙げられます。またその他の課題としては、個別ケースへの対応の充実させることがあり、これは、よくいわれる早期発見、対応をすることや、そのためにケース対応における各関係機関職員のスキルアップ、体制の充実させる必要があります。

また、発達の遅れたお子さんや非行問題への対応、いわゆる要保護児童さんへの対応が必要になります。また今後は、組織の再編を必要に応じて行っていくことになると思います。
(エクセル資料、別途添付)

森

今回の法改正の狙いは二つありました。そのうちの一つは、守秘義務を課したことによって情報の共有化が進むことにより、各機関で連携していくということです。豊島区では、これらに関して、得られたメリットがあればお話しいただければと思います。

今井

ネットワークのメリットは、区内で、在宅で地域で生活しているお子さんをいかに支援していくか、ということで、一つの機関では限界があるので、一つの家庭に多くの機関が関与することで、対応できる幅が広がってきていると思われます。

上田修一（東京都児童相談センター）

児童福祉法改正と児童相談所の役割についてまずお話しします。

これまでは、児相が問題を抱え込みすぎだったわけですが、児童福祉法改正により、今年の4月から区市町村があらゆる児童相談に応じることが、法律に規定されるとともに、児童相談所は、専門的な知識および技術を必要とする難しい事例に対し、区市町村の後方支援に業務を重点化することが明確化されました。

これまでも、全国の児童相談所は、増加する虐待相談に対応できるように体制整備を行いながら対応してきました。東京都では、虐待支援班というのができています。しかし、依然として児童虐待は、後を絶たない状況にあり、昨年は児童虐待の相談件数が3万件を超え、その内容も深刻な事例が数多く見られる状況です。東京都においても、平成10年度以来、右肩上がり、昨年度は3千件を超える状況です。

このような状況下で、今回の児童福祉法が改正された事で、児相の業務が軽減されることなく、これまで十分対応できなかった事例に区市町村との役割分担をしながら、より適切に対応できる体制を充実させることが児童相談所の役割となります。

そのためには、最前線で取り組む職員の専門性の充実と児相と地域の体制の整備をしなければなりません。

次に、東京都の児童相談所の相談状況からお話しします。

虐待、非行、行動・情緒障害などがあり、あらゆる相談に適切に応じるためには、児童精神科医、児童心理司、それから最近は保護者の問題意識が向上していますので、弁護士果たす役割が重要になっています。また、子どもだけではなく、保護者にも問題がある事例が増え、これに対応できる措置が必要になります。

一つは、困難事例の初期調査での親子面接の見立て時の児童心理司の役割がその後の対応に重要になっています。でも、まだ不十分にしか入っていません。また、難しい保護者の見立て、その後の親指導での対応において、精神科医が加わる事でも同じです。東京都の児童相談所の現状では、児童心理司が児童福祉司 3 名に 1 名で、十分な対応ができません。医師においても同様なことが言えます。児相センターに常勤の医師が 6 名で、地域児相は非常勤の医師が 1 ~ 2 名とう状況です。

二つ目として、問題の複雑化、価値観の多様化や、保護者が権利意識の塊で、法が絡む問題が多くなり、弁護士の協力が必要になっています。都の児童相談所では、現在各児童相談所に、非常勤弁護士を 1 名配置して対応しています。相談する事例が多すぎて十分な対応ができないケースがあります。

次に区市町村の相談体制の強化と整備についてお話します。

今回の児福法の改正で、区市町村は第一義的な相談窓口になり、相談体制を整備し充実させていくためには、児童相談所で蓄積されたノウハウを児童相談所における研修等や情報提供する連絡会等で伝えることや体制作りに積極的に支援することが大切ということで、実施しています。児相センターの管轄の子ども家庭支援センターとは、現在、相談、調査、関係者会議、連絡会等において助言、支援協力をし、できる限り一緒に対応するようにしています。事例によっては、軽度の場合ですが、区市町村が対応した方が良い時には、充分協議して移す事があります。しかし、今回の児童福祉法改正では、児相から区市町村への事例送致の規定がされていません。

今後の課題として、子ども家庭支援センターを中心に頑張っているが、まだ、十分に機能するまでには、至っていません。都と区市町村をはじめとして地域における関係機関、関係団体間との連携、協力体制を強化すること。また、地域によって温度差がみられるため、地域におけるネットワークの確立と強化が必要です。

司法の関与についてですが、今回の児童福祉法の改正により、児福法第 28 条措置ケースの 2 年ごとの期間更新が盛り込まれました。今までは、28 条の措置のケースは、期限を設けられていなく、児相の判断にゆだねられていました。保護者や児童の状況は、変化するものです。入所時だけでなく、定期的に司法が関与して、親子分離の妥当性について、再統合するかどうかを審査することになったということです。

東京都の児相だけで・平成 18 年 3 月 31 日までに、更新予定が 50 ケースあまりありましたが、努力の結果、親の同意を得られた入所とすることができ、実際には 19 ケースにすることができました。また、今回の改正の中に、虐待した親の指導が難しく、実際にどれだけ指導をしたのかというと、『児童虐待白書』では 25% しか虐待を親は認めない、とあります。親指導を求めるのが 25%。親と児相の関係が作れないんですね。その対応策として、児相からの意をくんで、家庭裁判所が親指導勧告を児童相談所に出せるようになりました。

現場では、人格障害、精神疾患の疑い、威圧的で児童相談所の指導にのらない親が増え、これは私の個人的意見ですが、親権停止もあってもいいのではないかと考えていました。

次の法改正でどこまでできるかに期待をしています。

子どもの人権や児童虐待を予防するためには虐待を認めない社会づくりを地域から作っていくことだと思います。虐待に気づいたら、地域の相談窓口についてほしいと思います。

森

司法の関与や、親が指導することを、家裁が児相に勧告する、という内容、これは法改正の際にかなり問題になったことです。カウンセリング命令、治療命令がなされるのが本来ではないでしょうか。また、親権停止を、関係者は従来から主張していますが、厚生労働省のガードが固いんですね。実現していません。それから、児童相談所と市町村の関係ですが、市町村が窓口になりました。私はある自治体にスーパーバイザーとして関わっていますが、私の経験からしてみると、確かに自治体によって温度差があって、虐待ということが疑われるとすぐに児相に送ってくるところもあります。他方で、上田さんもお指摘なさったように、児相から市町村に返す仕組みがないんですね。これは、市ならば返せるけれど、町村には返せないんです。こういった点で、東京都では具体的にどうなのか教えていただけますか？

上田回答

区市町村として、すべて丸投げするところもあります。また、先駆的か、従来型かで、役割が違うんですね。先駆的なところは、虐待対応のワーカーさんがいるんですが、従来型は配属されていません。これから区市町村に窓口となって、ノウハウを身に付けてもらうためには、協力を惜しまないので、丸投げされてもかまわない、と思っております。

武藤素明（児童養護施設 二葉学園）

今回のシンポジストを引き受けるにあたって、現状が日増しに深刻化しているというわけで、何とかしたいという思いで、昨日(11月16日から18日)まで全国児童養護施設長研修会(群馬にて)で、施設長の皆さんとも話していました。

改正児童福祉法が施行されてまだ半年ですが、これまでで変わった点を中心に、今までの話と重ならない点だけ述べたいと思います。

年齢要件の見直し＝乳児院と児童養護施設の受け入れ児童の柔軟化、および、アフターケア＝施設退所児童等への相談・援助の明文化がなされました。この点は、児童福祉法41条に、「児童養護施設は、保護のいない児童（乳児を除く。ただし安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）」とされています。つまり、例外的に、0歳から養護施設での養育が可能になりました。しかし、現実には定員が一杯なわけですね。設備が変わらなければ、いくら法律でよいということになってもできない。実際、この半年間では行われていません。それから、「あわせて退所した者に対する相談のほか自立のための援助を行うことを目的とする施設とする」とあります。後でも触れます

が、ここでアフターケアについて明記されています。しかしこの点も、その条件整備の方をしていただければ、積極的に展開することができません。

また、最低基準の改正がされていますが、これは当然のことです。また、要保護児童に関する司法介入の設置、これは、家裁承認入所措置児童を二年で見直しするという規定ですが、この点は上田さんもおっしゃってましたが、入ってくる子どもたちも大変だけれど、その親を支援することはさらに大変なのでもっと介入が必要だと思います。

次に、児童養護施設の数に関してですが、現在施設数は 557 施設、入所児童は 3 万名です。これは平成 5 年には 26000 名でした。里親養護も 2800 名で、徐々に増えてはいますが、全体としてまだまだ足りません。

その他の数字は、本体施設の生活形態 小舎制 21%、中舎制 17%、大舎制 70%、グループホーム 70 施設(12.6%)、地域小規模児童養護施設 73 施設(13%)、ショートステイ事業 335 施設(60%)、となっています。

なんといっても「虐待を受けた児童の入所の増加」が大きな問題です。

受け入れには、虐待相談の急増・・・入所枠は変わらない・・・満杯状態・・・多問題を抱える児童や深刻かつ緊急ケースの入所となっている、ということが問題になっています。つまり、選ばれた子どもたちが、程度の重い子どもたちばかりが施設に入ってきている、ということになります。そして、一時保護所が満杯になっている。

大変な子どもたちばかり入ってくるので、入所後の児童間の作用が問題です。パニック状態により不安定さを呼び込みます。例えば性的虐待を受けてきた子どもがいると、施設内で性的問題の発現があることもあります。また、子どもが昔受けた傷を思い出すと、パニックに陥ることもあります。学校や地域との関係にも問題があって、登校自粛、つまり、その子が来ると学校がパニックになるから、学校から登校しないでほしいと言われる。今うちの子どもは、半年間不登校状態です。

また、こうした数字からわかることは、大変な子どもたちが、施設、里親さん、地域に放置されていることがわかります。実際、うちの今年度入所の子どもは、全員が、あくまで主訴としてですが、被虐待です。年齢も、昔は小さい子どもが多かったけれど、今は上から下まで入ってきます。

支援に関わる問題は、時間の都合で割愛しますが、職員の疲労状況への早急なる手立てを必要としています。メンタルケアと労働条件整備の両方で。これは、被虐待児とずっと関わるということが、非常に大変なことなんです。職員が大変なことになっています。アフターケアのことはさきほどいったとおりですが、これも、法律でいくら、アフターケア施設をしるにしても、それは大事ですけど、そのための整備を国がしてくれないことには、できないわけです。

三位一体改革と児童福祉施設に関しては、さきほど森先生からお話がありまして、非常に切迫した状況だ、ということですね。まだまだ言いたいことはたくさんありますが、時間の都合がありますので、とりあえず。

【質疑応答】

フロア質問者（弁護士）

児童虐待に昨年から関わっている者です。児童相談所の限界の問題に関してですが、児童相談所は、カウンセリングを子どもや親に対して行うというケアの機関と、児童虐待があったかなかったかという調査する機関という二つの性質があります。しかし、調査とカウンセリングは、一種矛盾するんですね。事実を確定しようとすればするほど子どもや親の嘘がないか、調査することになります。すると、児相は親や子どもとの信頼関係が築けない。あるいは、親の嘘を聞いてでもカウンセリングをする、という方法もあります。児童虐待を認める親が25%という現実を見ると、調査確定機関は、別にしなければならないと思います。

昨年、私が、著名な事件を虐待通告したところ、その団体から反撃が大きかったんですね。通告人が、虐待した側から非常に大きな攻撃が蒙る、ということが起きる、ということが現実にある。これは、ヨーロッパ、アメリカでもそういうことはあります。通告者を保護する制度を作らないと、通告を義務としていながらも、それはだめなんじゃないでしょうか。確かに児童相談所は中立の立場でなければなりません。しかし、通告者が虐待する親や団体に対して放置されている、ということは理解できない。このままでは通告という入り口が萎縮してしまうのではないのでしょうか。

上田回答

確かに、事実を認定する調査とカウンセリング機能は別れていたほうがいいと、私も思います。ただ、実際に、親との関係作りは、事実認定する、ということを前提にしたものではありません。身体的虐待等は判断しやすいけれど、性的虐待を親にぶつけることは、そもそも、最初から信頼関係を作るのではなく、ぶつかる対応することになります。そこから親は、どうして自分がそうしてしまったのだろう、ということを感じてカウンセリングを受ける事例もある。

確かに、虐待を通告すると、どこがそうした通告をしたのかを克明に調べる保護者がいます。通告者の保護制度を作る必要を私も感じています。今後、関係機関に働きかけたいと考えております。

森

虐待され傷ついた子どもたちが最後に行きついた養護施設で、また傷つけあう。安心して安全な場所にならない。これが問題です。さきほどの武藤先生のレジュメの言葉を借りれば、養護施設が「野戦病院」と化しているというんですね。現在、福祉のお金は、3.8%だけ子どもに使われていて、あとはすべて老人・障害者等です。これは、欧米の基準の半

分から三分の一なんですね。人、物、金があまりに投入されていない。

フロア（遠藤）

ちょっと言っておきたいんですが、三位一体、首長さんは、児童福祉とは保育だと思っていますよ。だから、養護が必要だということを全く知らないんです。首長さんと長い話をしていますと、最後に質問で「養護施設とは何ですか？」と言われるんですから。そのぐらいしか、養護のことについて知らないんです。首長さんと話していて、向こうは「もちろん児童福祉をやりますやります」といって、どうも話がかみ合わないと思ったら、そういうことなんです。結局こういう子どもたちのことは票にならないわけで。

ですから、知事の意識が低いことをマスコミで取り上げる必要があると思います。一番弱い者のことを本当に考えているのか、考えてもらいたいですね。

フロア（市民）

虐待防止には、発見、地域でのネットワークづくりが重要で基本だと思います。しかし、個人情報の保護の強化により、守秘義務を課したことで情報の共有が進むこともあるかと思うが、実際には、地域との関係で、守秘義務のために十分に話ができない、といった矛盾があれば、教えていただきたいと思います。

今井回答

実際に今やっている中で感じることは、精神保健の関係は、本人同意がないと、と言われることが、最近は多いということです。プライバシー、個人情報でかなり難しいけれど、趣旨を説明し、できる範囲で情報を提供してもらうという仕方では対応しています。

上田回答

東京都内では、かなり条例で強化されているので、今後、埼玉と同じような状況が生まれてくるかもしれません。28条で関係機関と話すと、関係機関からは、出せない、ということで、対応に苦勞することがあります。

フロア（精神科の学生）

人格障害、精神障害、といった親が増えているということでしたが、そういう場合は親権停止が必要なのではないでしょうか。

武藤回答

実際、障害を持つ親が増えて、その対応に苦勞しています。現状と考え方については、上田さん、いかがですか。

上田回答

障害を持つ親との対応ですがね、現状は、お話にならないですよ。こちらの一言に、親は一時間ぐらい話し続ける。そういうときには複数の職員で対応することにしています。どうしてもひどい場合には、また次回に時間を設定します。そのタイミングは難しいですね、二時間三時間やって、職員は疲れるが、親は疲れないんですよ。考え方からすると、医療的な側面から対応することが必要だと思うが、医療的には、効く薬がない、完治しないんですね。ですから、安定している状態がどれだけ続くのか、そのタイミングでどうやって話すことができるのか、ということで対応していくしかありません。

武藤回答

現状からすると、児童相談所が開いているときも、親は、子どもの暮らす施設に電話してきて、あらゆることを相談します。電話だと約 2 時間ぐらい続きます。職員が対応している間、子どもは、目の前で職員に対応してもらうのを待っている。対応する職員が不十分なんですね。場合によっては、施設長が訪問しておさめるようにしています。しかし、夜中 2 時でも電話してきたり、お酒を飲んで施設に実際にやってくることもあります。「子どもをとりやがって、ふざけんな」などと罵倒する親もいますね。

職員も、ロールプレイング等でトレーニングをするようにしています。こういう訓練をしなければ、親をよけい扇動してしまうことがあるんですね。役割分担をしながら、二ヶ月に一回ぐらいカンファレンスをするようにしています。丁寧にやらないと難しい。しかし、丁寧にやると、時間と人が必要。ということで、非常に大変です。

森回答

児童養護施設にしても児童相談所にしても、目の前の子どもを守ることが最優先の課題です。虐待をした親がたまたま精神的病気にかかっている場合、子どもを守る、他の子どもにも悪影響を与えない、ということが最優先で手一杯になってしまいます。その親の立場になり、親を支援する、ということが、現状ではできないんですね。精神科ソーシャルワーカーが、ぜひそういう役目を果たしてほしいと思います。

フロア （市民）

被虐待の子どもたちは、互いに傷つけあってしまうこともあり、子どもによっては病院に回される、中には非行児童とされて児童相談所にまわされる、ということがあります。売春により補導されています。被虐待のはずが、非行に、子どもたちのせいにされる、という子どもたちについていかがですか。

上田回答

虐待されてきた、本来ならば守らなければならない子どもをどうするのか、ということ

になります。一時保護所、児童心理司や、ワーカーさんと相談して、また施設に戻すということもあるし、施設に戻すのが難しければ自立支援施設等に行く、ということになります。どのように子どもたちを支援するのか、ということは、養護施設でも自立支援施設でも、児童相談所としては協議しながら、やるしかないですね。

武藤回答

大変問題を抱えている子どもほど、いろんな問題を出すので、結果的にはそういう子どもほど、たらいまわしの状況にあって、本当に安定してほしかったはずの状況でだめになって、あちこちの施設を転々として回ることになります。

東京で今試みようと思っていますが、三代ぐらいかけて、親や祖父母がどうだったのか、その家族にどういう支援をすればよかったのか、ということ、検討しないと、問題を起こしたからこっちに、というように対応しているだけではだめだと思うんです。児童相談所も含めて、アセスメント、どういう家族支援がこの子どもたちに必要だったのか、今必要なのか、ということを検討してやっていないと、大変な問題を抱えた子どもたちほど転々とし、転々とすればするほど傷ついていく、という現状。今は受け入れが満杯だから、開いたところに入れるしかなくなっている。このままでは、あと10年後、20年後、彼らが親になっていく時に、もっとひどい状況になっていくのかと懸念されますね。

よく子どもが、「こんな私でも親は私を認めてくれるのか」「こんなやつでもこの施設にいていいのか」ということを試します。児童相談所は、この子どもが表面的に出していることの内側で、どういったことを求めているのか、という本質的な部分を捉え、養護施設もそれを捉えなければなりません。現在、追跡検証していると、一人の子どもに八つもの施設が関わってくることもあるんです。そのつどどういう支援が必要だったのかを検討しないといけない、ということが、今必要ですね。

森コメント

何代も続いている要支援家庭に関する研究は、アメリカで行われています。ファミリープリザーベーションについて、よければ参照なさってください。

フロア

保護されている子どもの親は、病気を抱えている。そういう家庭に帰っていく子どもに対して、誰が責任をもつのでしょうか。学校なら先生というのがはっきりしていますけれど。子どもも親も安心して生活できる条件はどうなんでしょうか。

武藤回答

対応がうまくいかないケースに関しては、責任の不明確さがあります。誰がどういう支援をするのか、ということはお互いに話をしますが、例えばどこかがやるといっても、異

動等でだめになることもある。誰がどういう目的で返すのか、ということ为例え三ヶ月ごとにチェックする、といった決まりが現在ないので必要だと思います。

森コメント

この問題は難しいですね。時間がありませんので詳しい説明はできませんが、「ソーシャルワーク実践における家族エンパワーメント - ハイリスク家庭の保全を目指して」(リーサ・カブラン、ジュディス・ジェラルド著、中央法規出版)という本がありますので、よければご参照ください。

フロア

虐待を受けた子どもほど親に対する深い愛情を求めています。その子どもたちが親と再統合する問題で、親をどう援助していくのか、ということで、児童福祉法や児童相談所の役割なのか、あるいは行政がどう責任を負うのか、いかがでしょうか。武藤先生のお話で、小規模化、つまり、子どもたちにどう家庭的なものを与えるか、ということが問題とされますが、この時に、職員の負担はどうなるのでしょうか。

上田回答

親のケアは、児童相談センターに、親に対するケア、という事業があり、子どもと一緒にプレーをする、ということが行われています。精神疾患のある親は、医療機関につながるものが役目です。

武藤回答

小規模化とグループホームは、二葉学園でもやっているが、子どもたちはこういうほうが安定につながるのは確かです。ただし、やはり職員の負担は大きくて、泊りが週に二泊から三泊もあることになります。超過勤務もひどい。二人で対応しようと思ったら住み込みになってしまう。長続きするためには、職員の条件を考えていなければならないですね。

また、大変に色々問題を起こす子どもたちは、グループホームでやれるのか、という問題が提起されつつあります。やるのだったら職員の人数を増やさなければいけないでしょう。このままだと結局施設の中でネグレクトが生じてしまうので、職員配置を今よりしっかりやらなくてはなりません。

森

まだまだ議論をつづけたいところですが、残念ながら時間が来てしまいました。今回は東京都の方に、シンポジストとしてお願いしています。地方の問題は、また引き続き議論していきたいと思いますので、皆様よろしくお願ひしたいと思います。

【オレンジリボンについての説明】

【閉会の挨拶】 全国ネット企画委員 平湯真人（弁護士）